

中国漁業局漁業監視船による尖閣諸島領海侵入事案について

1. 事案の概要

7月11日午前3時53分頃、尖閣諸島久場島北西の接続水域を東向け航行中の中国漁業監視船「漁政 35001」を、午前4時10分頃、久場島西北西の接続水域を南東向け航行中の中国漁業監視船「漁政 204」を当庁巡視船が確認。同時刻、しょう戒中の当庁巡視船がレーダーにより、久場島西北西の我が国接続水域内にある船影を確認(後に中国漁業監視船「漁政 202」と判明)。

「漁政 204」は午前4時33分頃、「漁政 202」は午前5時00分頃、「漁政 35001」は午前7時26分頃、我が国領海に侵入。巡視船から3隻に対し退去要求等を実施したところ、「漁政 202」は午前5時51分頃、「漁政 204」は午前7時46分頃、「漁政 35001」は午前8時7分頃、我が国領海から退去。その後、尖閣諸島周辺海域を航行。

「漁政 202」にあっては、午後6時56分頃、久場島北西海域において、我が国接続水域を出域し、尖閣諸島周辺海域から離れた。

また、7月12日午前8時8分頃、久場島北西海域において、我が国接続水域内を南南東向け航行中の「漁政 33001」を当庁巡視船が新たに視認。同船は、「漁政 204」及び「漁政 35001」とともに、尖閣諸島周辺海域を航行。

「漁政 35001」は、午後6時3分頃、警告を無視し、再度我が国領海に侵入。巡視船から同船に対し退去要求等を実施したところ、午後6時18分頃、我が国領海から退去。

巡視船からの無線交信に対して、これらの中国漁業監視船より、「本船は中国の海域で正当な公務を執行している。妨害をするな。直ちに中国領海から離れなさい。」「魚釣島を含む島嶼は中国の領土である。」旨の応答。

「漁政 33001」は午後11時44分頃、「漁政 35001」は午後11時48分頃、「漁政 204」は7月13日午前0時12分頃、久場島北西海域において、順次我が国接続水域を出域。3隻は西向け航行し、地理的中間線を順次西向け通過したが、その後3隻は反転し、午前10時06分までに、地理的中間線を順次東向け通過。更にその後、3隻は反転し、午後2時54分までに地理的中間線を順次西向け通過

※ 平成 23 年 8 月、「漁政 201」及び「漁政 31001」が尖閣諸島領海内に一時侵入

2. 中国公船の要目



所属：東海区漁政局
(中国漁政東海総隊)
総トン数：1000トン



所属：東海区漁政局
(中国漁政東海総隊)
総トン数：880トン



所属：福建省漁政執法総隊
総トン数：500トン級



所属：浙江省漁政執法総隊
総トン数：500トン級

3. 対応

巡視船及び航空機により、監視警戒等を実施。